

北播磨総合医療センター経営計画評価委員会設置要綱

令和8年1月20日制定

(設置)

第1条 北播磨総合医療センターが安定した経営基盤と運営体制を確保し、地域の中核病院として地域住民に安全・安心で良質な医療を持続的に提供できるよう、病院・企業経営や運営実務の専門的見地から、当医療センターの中長期計画をはじめ、組織体制や経営改善策等について助言を得るために、第三者で構成する経営計画評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北播磨総合医療センター現状評価について
- (2) 北播磨総合医療センターの収支改善策について
- (3) 北播磨総合医療センターの収支計画について
- (4) 三木市・小野市からの支援等について
- (5) その他収支改善に必要な事項の助言について

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、医療関係者等、企業長が適当と認める者のうちから、企業長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、評価委員会の会議（以下、「会議」という。）の議長となる。
- 3 評価委員会に副委員長を1名置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 企業長は、委員長及び副委員長がともにいないときは、会議の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。
- 6 前項の互選を行う会議では、企業長が指名する委員が委員長の職務を行う。

(報償費)

第5条 委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、報償費を支給する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、北播磨総合医療センター企業団管理部経営管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年12月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、企業長が招集する。